

本人通知制度に登録しましょう

～第三者による証明書不正取得(犯罪)の早期発見のために～



本人通知制度とは…

本人通知制度は、戸籍情報を含む証明書(本籍地が記載されている住民票の写しや戸籍謄本など)が代理人や第三者の請求により交付された場合に、事前に登録したご本人にお知らせする制度です。

証明書不正取得の早期発見のために、事前に登録をしましょう

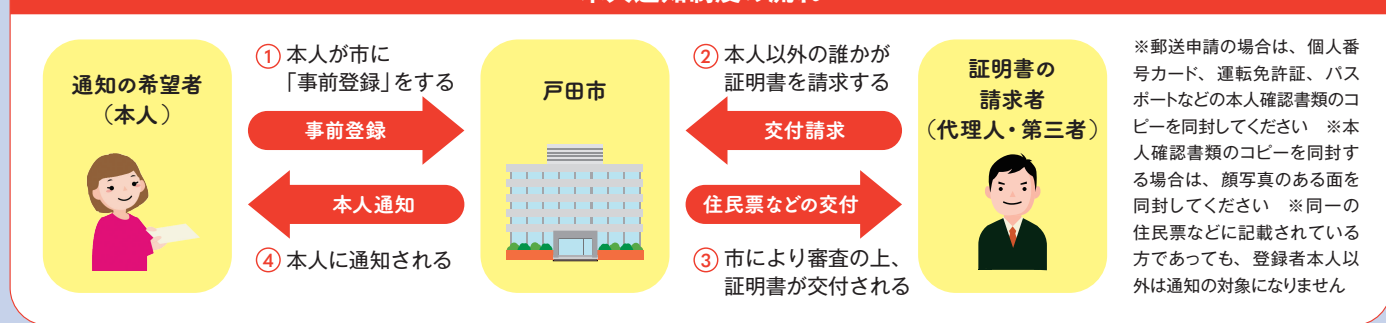
近年、**身元調査などに利用するため**、第三者が委任状を偽造し、証明書などを**不正に取得する事件が発生**しています。証明書の不正取得は犯罪です。事前登録をすることで、証明書の不正取得を早期に発見することができます。**登録の対象は「市に住民登録をしている方」や「本籍が市にある方」**です。下記の申込書を、市民課、美笹支所、戸田公園駅前出張所へ直接提出するほか、郵送でも申し込みできます。

郵送先

〒335-8588
戸田市上戸田1-18-1
戸田市役所 市民課
管理担当 宛

問い合わせ 市民課(内線204)

本人通知制度の流れ



以下をコピーまたは切り取ってご使用ください

戸田市本人通知登録申込書

令和 年 月 日

あて先

戸田市長

申込者

[申込者: 1.本人 2.法定代理人(未成年者・成年被後見人) 3.代理人]

住所 〒

電話番号

[自宅 携帯 勤務先]

戸田市住民票の写しなどの第三者交付に係る本人通知に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

氏名	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ*					
生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日	性別	男・女
住所	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ*					
本籍					筆頭者	
電話番号	<input type="checkbox"/> 申込者と同じ*				[<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先]	

*本人が申込者の場合、氏名・住所・電話番号欄は、「申込者と同じ」にチェックしてください。
また、法定代理人・代理人が申込者の場合、この制度に登録したい方の情報を記入してください

申し込み時に必要なもの

- (1) 本人であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、パスポートなど)の提示または写しの提出
- (2) あなたが法定代理人(未成年者・成年被後見人)であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本など)
- (3) あなたがこの申し込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状)